

# 災害時における消防用水の 確保に関する協定書

平成31年3月11日締結

遠軽地区広域組合  
紋別地方生コンクリート協同組合  
佐呂間開発工業株式会社

- (1) 消防用水の積載場所及び荷卸場所
- (2) 消防用水の供給量及び供給回数
- (3) 消防用水の供給に要した期間及び従事者数
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 甲の要請により、乙が要請業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 消防用水の供給に伴い、第三者に被害が生じたときは甲乙協議して、その処理解決に当たるものとする。

(危険回避)

第7条 乙から連絡を受けた事業所が、消防用水を指定された場所へ輸送する際に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第8条 消防用水の供給業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から発効するものとし甲又は乙からの協定解消の申し出がない限り継続するものとする。

(内容の変更)

第12条 この協定の内容は、甲乙の協議により、随時変更することができる。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月11日

甲 遠軽地区広域組合

管理者 佐々木 修



乙 紋別地方生コンクリート協同組合

理事長 角 矢 賢 矩



乙 佐呂間開発工業株式会社

代表取締役 中 原 敏 晃



里

険

る

都